

改正案		現行	
税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号） 別表第一（第三条、第九条関係）			
番号	申請等	番号	申請等
一 ～ 九四	（省略）	一 ～ 九四	同上
九四の二	関税法第六十九条の十三第一項の規定による申立書の提出	九四の二	関税法第六十九条の十一第一項の規定による申立書の提出
九四の三	関税法第六十九条の十三第四項の規定による点検の申請	九四の三	関税法第六十九条の十四第四項の規定による点検の申請
九四の四	関税法第六十九条の十五第五項の規定による届出書の提出	九四の四	関税法第六十九条の十二第五項の規定による届出書の提出
九五		九五	
）	（省略）	）	同上
一一三		一一三	
一一三の二	関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出	一一三の二	関税法施行令第六十二条の十一第一項の規定による証拠を提出する旨を記載した書面の提出
一一三の三	関税法施行令第六十二条の二十一第四項の規定による確認の申請書の提出	一一三の三	関税法施行令第六十二条の十六第四項の規定による確認の申請書の提出
一一三の四	関税法施行令第六十二条の二十二第一項の規定による申立書の提出	一一三の四	関税法施行令第六十二条の十七第一項の規定による申立書の提出
一一三の五	関税法施行令第六十二条の二十三第一項の規定により承認を受けたい旨を記載した書面の提出	一一三の五	関税法施行令第六十二条の十八第一項の規定により承認を受けた旨を記載した書面の提出

<p>一三三の六 二二四 三四三</p>	<p>関税法施行令第六十二条の二十三第二項の規定により承認を受けたい旨等を記載した書面の提出 (省略)</p>
<p>一三三の六 二二四 三四三</p>	<p>関税法施行令第六十二条の十八第二項の規定により承認を受けた旨等を記載した書面の提出 同上</p>